

「政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例」ガイドライン

本市が行政運営において組織的に政治活動を行っているとの疑いを市民に与えることがないようにするため、「政治的中立性を確保するための組織的活動の制限に関する条例」を平成 24 年 7 月 30 日から施行しました。

条文については、市ホームページに掲載されている本条例を参考とされますようお願いいたします。

また、その具体的な解釈と制限項目を下記のとおり示しますので、各組織において、認識の共有化と徹底を図られますようお願いいたします。

第 1 条

「政治的行為であると疑われるおそれのある行為を市長その他の職員が職務として行うこと」

「政治的行為」について

地方公務員法第 36 条に、

「職員は特定の政党その他の政治団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。」として、第 2 項（１）～（４）に、その具体的な行為について定められている。

さらに、本市においては、同法第 36 条第 2 項（５）にある「条例で定める政治的行為」について、総務局所管「職員の政治的行為の制限に関する条例」により、その制限される行為が定められている。

「政治的行為であると疑われるおそれのある行為」

平成 23 年に行われた市長選挙に関して、平成 24 年 2 月 9 日に市として発表した「行政と政治の分離」についての見解、及び、4 月 2 日に発表された第三者調査チームの報告をふまえ、市役所が組織ぐるみで政治活動を行っていたのではないかという疑念を市民から持たれることとなった組織としての行政活動などを指す。

なお、制限する具体的な行為については第 3 条に示すとおりである。

第2条

「次に掲げる者は、前条の目的を達成するため、公職選挙法第3条に規定する公職の選挙において特定の人を支持し、又はこれに反対するために職務上の組織若しくは権限又は影響力を用いているのではないかとの市民の疑惑や不信を招くような行為を、職務として行ってはならない。」

公務員の政治的行為や地位利用による選挙運動は、その有する影響力の大きさから地方公務員法第36条、及び公職選挙法第136条の2、さらに本市においては、「職員の政治的行為の制限に関する条例」などにより、厳しく制限されている。

これらを遵守することは公務員として当然の務めであるが、法律に抵触する事案とはならなくても、時期・内容・状況から市民目線で総合的に判断し、政治的行為ではないのかと疑われるような行為は、厳に慎むべきであり、本条に掲げる者が果たすべき務めとして改めて明記したものである。

本条例の対象は、一般職(企業職員、技能労務職員、教職員を含む)だけでなく、市長、副市長、地方公営企業管理者などの特別職までとしている。
なお、大阪公立大学や大阪産業技術研究所等の地方独立行政法人の職員は除く

公職選挙法第3条に規定する「公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職を指す。

なお、本条に定める「公職」とは、上記のとおりであるが、本条例において具体的に対象となる行為については、第3条に定めるとおりである。

第3条 第1項

「任期満了の日の3月前の日から当該任期満了による選挙の期日までの間」

市長の任期満了が12月18日の場合、その3月前の日から、選挙の期日までの間とは、同年9月18日から市長選挙の投票日までの間である。

任期を待たずに市長が職を辞する等により、任期満了以外の事由で選挙を行う場合は、その旨を市選挙管理委員会が告示した日（選挙事由発生の告示日）の翌日から市長選挙の投票日までの間とする。

なお、対象となる選挙は大阪市長選挙であり、大阪市会議員選挙、国政選挙等は除く。

第3条 第1項（１）（５）、第2項（１）（４）

「市長又は市長の職の候補者若しくは当該職の候補者になろうとする者（以下「市長等」という。）の政策的な主張に関する広報活動をする事」

「政策的主張」とは、市長等が自らの主義・主張に基づき政治によって実現しようとする、基本的・一般的な原理、原則及び具体的な方策を指す。

当該の事案が「政策的な主張」に該当するかどうかの判断にあたっては、個別にその内容を精査・検討することとするが、具体的には、行政として、戦略会議・副市長会議などにおいて意思決定を行ったもの、決裁などで意思決定済のものについては除く。

ただし、そうしたものであっても時期・状況から見て、下記に掲げる内容に該当するものについては、十分な配慮が必要である。

- ① 市長の選挙において、市民の関心が高く、複数のメディアが争点として取り上げ、有権者の投票行動に影響を及ぼす（又は及ぼしうる）内容
- ② 市長等の評価となりうる可能性のある、一面的に偏った内容
- ③ 特定の政治団体・政党の主張に賛成、又は反対する方向に誘導する可能性のある内容

「広報活動」とは、本市が施策、事業などに対する理解と参画を求めるため、又、市政に対する好感度を高めるために、広報紙・パンフレット・リーフレット・ポスター、ホームページ、各種SNS等の自主媒体や購入した新聞・雑誌等の紙面を用いて、あるいは、提供資料（記者会見用資料を含む）により報道機関を通じて、主体的に広く市民へ情報発信する行為を指す。

但し、年報、白書、統計書などの資料、報告書、会議録（会議録作成までの間、一時的に公開される動画資料を含む。）、第三者機関などからの答申・報告、情報公開の一環として作成された資料などの公表については除く。

- 個別の事例についての判断に迷う場合は、適宜、政策企画室と協議してください。

第3条 第1項（2）（5）、第2項（1）（4）

「広報活動において市長等の顔写真、似顔絵その他の図画又は氏名を用いること」

「広報活動」については、前記のとおり。

「その他の図画」とは、市長等の氏名を類推されるようなキャッチフレーズ・デザインなどのことである。

なお、市長等※1の顔写真、似顔絵その他の図画又は氏名を用いることとなる広報活動については、下記のとおり一定の制限をかけることとする。

① 市長定例記者会見

会見内容は市長等の政策的な内容を含まないものに限る。動画配信は中止。

② 市・区のホームページ、広報紙、ポスター、パンフレットなどの広報印刷物

市長等※1の写真、似顔絵、その他の図画又氏名を用いることは中止（既存の印刷物を掲出、配架することを含み、ホームページについても同様とする）

市ホームページにおける「市長の部屋」は閉鎖。

なお、制限期間内に配布されることが予想される印刷物については、本条例の趣旨をふまえ、発行日、内容等について必要性、必然性の十分な精査に努めること。

④ 各種SNS等（組織的なもの）

市長等※1の写真、似顔絵、ロゴ等の図画や氏名を用いることは禁止。

⑤ その他

市長等※1の写真、似顔絵、ロゴ等の図画や氏名を配した啓発物品等の配布、アンケートの実施、看板等の設置。

※1…市長又は市長の職の候補者、もしくは市長の職の候補者になろうとする者

第3条 第1項（3）

「本市が主催し、又は共催する集会等（不特定多数の者が参加する集会、催しその他の行事をいう。以下同じ。）に出席し、又は当該集会等においてあいさつをすること」

市主催・共催の集会等

市長は、本市が主催・共催し、不特定かつ多数の者が参加する集会等には出席しない。実行委員会方式など大阪市が参画しているものについても準じる。

例：大阪マラソン、OSAKA 光のルネサンス 等

下記のものへの出席は差し支えない。

例：各種表彰式典、寄付収受、市の各種審議会・会議、国内外の賓客の対応等

副市長等による市長の代理出席、及び儀礼的なあいさつの代読は可能である。

第3条 第1項（４）（５）、第3条 第2項（１）（４）

「集会等において、市長等の政策的な主張を内容に含むあいさつをすること」

集会等

本市主催・共催でない（例えば、民間団体・企業などが主催する）集会等※2への市長の出席、及び儀礼的なあいさつは差し支えない。

副市長等による市長の代理出席、及び儀礼的なあいさつの代読は可能。

○「あいさつ」に関するその他の項目

本条例の趣旨をふまえ、下記のものについては、必要性、必然性の十分な精査に努めること。

・電報・レタックス等メッセージ

制限期間内において、集会等※2に市長等の職名で発する電報等は、原則として出さないものとするが、やむを得ず出すものについては、儀礼的なものに限ることとし、市長等の氏名は記載しない。

・市以外の印刷物等への寄稿

制限期間内において市長等の職名での原稿の提供から配布の開始に至るものの依頼に対しては提供しない。

※2…不特定多数の者が参加する集会、催しその他の行事

第3条 第1項（6）、第3条 第2項（2）（4）

「本市が主催し、又は共催する集会等において、録音され、又は録画された市長のあいさつを再生すること」

録音され、又は録画されたあいさつとは、映像・音声メッセージのことである。

市主催・共催の集会等

映像・音声メッセージ等は再生不可。

第3条 第1項（7）、第3条 第2項（3）（4）

「集会等において、録音され、又は録画された市長等の政策的な主張を内容に含む市長又は副市長等のあいさつを再生すること」

集会等

本市主催・共催でない（例えば、民間団体・企業などが主催する）集会等※3に対するものは、内容等について本条例の趣旨をふまえ、必要性、必然性の十分な精査に努めること。やむを得ず出すものについては、儀礼的なものに限る。

※3…不特定多数の者が参加する集会、催しその他の行事

上記の制限などについて適否の判断に迷う場合、疑義が生じた場合は、内容により、政策企画室秘書部秘書課、市民情報部広報担当、報道担当まで速やかに相談されるようお願いします。

令和6年10月 改定

お問い合わせ先

行事・挨拶に関して……	政策企画室 秘書部 秘書課	電話：06（6208）7236
広報業務に関して………	同上 市民情報部 広報担当	電話：06（6208）7252
記者会見・報道発表に関して………	同上 報道担当	電話：06（6208）7261